

(証券コード4744)
平成23年6月13日

株 主 各 位

東京都港区西麻布二丁目24番12号

株式会社メッツ

代表取締役社長 尾形和也

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

本年3月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社の第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができま
すので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議
決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜
日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげ
ます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番3号 六本木ヒルズ内
グランドハイアット東京2F「BASIL (バジル)」
3. 目的事項
報告事項 第23期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)
事業報告および計算書類報告の件
決議事項 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出く
ださいようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、委任状を議決
権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。(代理人の資格は、定款の定め
により当社の議決権を有する他の株主1名に限ります。)

添付書類および株主総会参考書類の記載事項について、修正すべき事項が生じた
場合には、当社ホームページ (<http://www.metscorp.co.jp/>) において、修正後の
事項を掲載させていただきます。

なお、当日は計画停電の実施に伴い、総会運営に影響を及ぼす可能性があります
ことをご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済支援対策や新興国市場の発展に伴う輸出の回復などにより景気の持ち直し基調が現れたものの、欧州発の財政懸念や急激な円高の進行により企業収益の悪化が懸念されるなど景気を下押しするリスクが払拭されず、さらに年度末の東日本大震災により国内経済に及ぼす影響は計り知れず、景気の先行が不透明な状況となっております。

当社が属する不動産業界におきましては、住宅ローン減税の拡張、長期優良住宅等に係る税額控除、低金利政策及び住宅版エコポイントの導入など住宅向けの取得促進政策や、土地に関する課税の軽減もあり一部の市場の流通においては改善が窺えましたが、業界全体としては依然として厳しい状況にあります。

このような事業環境の中、「リアルエステート事業」におきましては、販売用不動産の売却に努め、当社独自のネットワークを駆使することにより複数の国内の事業会社等と積極的に売却交渉を進めてまいりました。その結果、当社の大型物件であった東京都西麻布の土地・建物を筆頭に福岡市の土地・建物など保有しておりました全ての販売用不動産を売却いたしました。これにより金融機関からの借入金の完済もなされました。「IT・システムコンサルティング事業」におきましては、高収益な事業を構築するべくスマートフォン向けアプリケーションの企画・開発を推進しております。

さらにコスト管理については、引き続きより低い損益分岐点を実現すべく、固定費の削減を進め早期の収益基盤安定化を図りました。

この結果、当事業年度の業績におきましては、「リアルエステート事業」における保有不動産の売却が主なものとなり、売上高は 4,459,801 千円(前年同期比 4,128,790 千円の増収)の計上となりました。営業損失は 390,958 千円(前年同期比 5,189,429 千円の改善)、経常損失は 424,008 千円(前年同期比 5,264,547 千円の改善)、当期純損失は 412,955 千円(前年同期比 5,614,950 千円の改善)となりました。これにより1株当たり当期純損失は 846 円 57 銭となりました。

なお、期末配当につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

事業部門別売上高

(単位：千円)

区 分	第23期(当期) (平成23年3月期)	
	金 額	構成比
リアルエステート事業	4,446,733	99.7%
IT・システムコンサルティング事業	13,067	0.3
合 計	4,459,801	100.0

(注) 事業の種類別セグメントとして「リアルエステート事業」及び「バリューアップ事業」として区分しておりましたが、今後の事業展開、管理方法等の見直しを行い、当第2四半期会計期間より「バリューアップ事業」のうち賃貸業につきましては「リアルエステート事業」へ統合し、「バリューアップ事業」を「IT・システムコンサルティング事業」と名称を変更し表示しております。

(2) 設備投資等の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中におきましては、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社の経営戦略をより早期にかつ確実に実現するため、今後対処すべき課題として次のことを考えています。

① 事業ポートフォリオの選択と集中

当社を取り巻く事業環境を注視しつつ、事業毎に事業内容の継続・見直しを図り、不採算事業に対する投資判断を早期に行い、事業ポートフォリオ

を常に見直し、事業の選択と集中に努めてまいります。

② 研究・開発技術の拡充について

当社は今後とも市場の変化を的確に捉え、特定の OS に依存しないマルチプラットフォーム上で動作可能なアプリケーションの開発・供給を行ってまいります。先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時対応を進めることが事業展開上、重要な要素であると認識しております。そのためには技術革新の進展に柔軟に対応できるように今まで以上に優秀な研究開発者による充実した研究開発活動が必要であると考えています。

③ 積極的な提携、資金調達力について

当社の更なる売上・利益の拡大および、経営基盤の安定を図る上で、不動産に関わる情報ネットワークの構築、スマートフォン市場における販売マーケットの拡大、および資金調達力の向上は必要不可欠です。そのためにも、当社事業とのシナジーが期待できる優良事業を持つ企業との提携を積極的に推し進めてまいります。

④ 不動産物件の売買について

当事業年度において全保有不動産を売却したことにより、新たな高収益物件の取得が必須となっております。当社独自の不動産分野におけるコネクションを最大限活用し、主に小型・中型の高収益物件の取得に努めます。

⑤ 資金調達について

当社が安定的に成長していく過程において、不動産物件購入および研究開発のための多額の資金が必要であり、今後も資金調達の強化、調達方法の多様化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 20 期 (平成20年 3 月期)	第 21 期 (平成21年 3 月期)	第22期 (平成22年 3 月期)	第23期(当期) (平成23年 3 月期)
売 上 高	4,621,979千円	380,503千円	331,011千円	4,459,801千円
経 常 利 益 または経常損失(△)	1,812,326千円	△228,975千円	△5,688,555千円	△424,008千円
当 期 純 利 益 または純損失(△)	1,075,103千円	△286,245千円	△6,027,905千円	△412,955千円
1株当たり当期純利益 または純損失(△)	2,203円98銭	△586円81銭	△12,357円33銭	△846円57銭
総 資 産	13,281,931千円	10,846,091千円	4,847,332千円	346,179千円
純 資 産	7,475,636千円	6,774,761千円	746,855千円	333,900千円
1株当たり純資産	15,325円21銭	13,888円40銭	1,531円07銭	684円50銭

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。
2. 平成19年4月2日開催の当社取締役会において、平成19年5月1日付をもって、平成19年4月30日(ただし、当日、前日および前々日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は、平成19年4月27日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。この株式分割により発行済株式総数は243,900株増加しました。

[第20期]

第20期は、セキュリティリアルエステート事業における不動産物件の売却、セキュリティ事業の顧客拡大などが寄与したことにより、売上高は3%、経常利益は0.3%と微増ながらも増収増益を確保しました。なお、当期純利益は、前期において繰越欠損金の一掃がなされたため税負担が増加し、1,075,103千円となりました。

[第21期]

第21期は、不動産業界を取り巻く環境の悪化による影響等もあり、リアルエステート事業における販売用不動産の売却や開発に至らず、バリューアップ事業におけるセキュリティとバリューアップを行った不動産物件の賃料収入が主なものとなったことにより、売上高は91.8%と大幅な減収となり、これに伴い経常損失が228,975千円、当期純損失が286,245千円と減益となりました。

[第22期]

第22期は、不動産業界を取り巻く環境の悪化が継続していることもあり、リアルエステート事業における販売用不動産の売却や開発に至らず売上高は13%の減収、営業損失はたな卸資産評価損が大きく影響し5,580,388千円、これに伴い当期純損失は6,027,905千円と大きく減益となりました。

[第23期]

第23期は、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容

事業	主要製品
リアルエステート事業	不動産物件の売買、管理、仲介、サブリース、デューデリジェンス
IT・システムコンサルティング事業	スマートフォンに対応したアプリケーションソフトおよびデジタルブック用アプリケーションの開発・企画

(11) 主要な営業所および工場

名称	所在地
本店	東京都港区西麻布二丁目24番12号

(注) 平成22年7月29日東京都港区西麻布一丁目2番24号から移転しました。

(12) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4名	1名増	40.0歳	6.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員はおりません。

(13) 主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,951,200株
(2) 発行済株式の総数 487,800株
(3) 株主数 7,561名
(前期末比820名減)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
永田典久	239,440株	49.08%
株式会社ブリス	31,590	6.47
大塵純	8,810	1.80
カブドットコム証券株式会社	3,614	0.74
マネックス証券株式会社	3,568	0.73
迫修	3,140	0.64
渡邊雅良	2,950	0.60
鈴木互	2,862	0.58
平岡信	2,542	0.52
野村証券株式会社	2,292	0.46

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
尾形和也	取締役社長（代表取締役）	
田中和世	専務取締役	
渡邊雅良	取締役	
天笠勝	常勤監査役	
早川裕司	監査役	
渡邊守	監査役	

- (注) 1. 監査役早川裕司および渡邊守両氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役天笠勝氏は、税理士の資格を有しており、税務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 当事業年度中における役員の変動

(1) 就任

平成22年6月18日開催の第22回定時株主総会において、尾形和也氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 異動した取締役は次のとおりであります。

(氏名)	(新)	(旧)	(異動年月日)
山口雅幸	取締役	取締役会長(代表取締役)	平成22年4月7日
渡邊雅良	取締役	取締役社長(代表取締役)	平成22年7月29日
尾形和也	取締役社長(代表取締役)	取締役	平成22年7月29日

(3) 辞任した取締役は次のとおりであります。

(氏名)	(辞任時の地位および担当)	(辞任年月日)
山口雅幸	取締役	平成22年6月18日

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役4名 23,606千円

監査役3名 11,299千円（うち社外2名 4,800千円）

(注) 期末現在の人員数は取締役3名、監査役3名であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役早川裕司および渡邊守両氏に、該当する事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
監 査 役	早 川 裕 司	当事業年度開催の取締役会には33回中29回、また監査役会には全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、専門的見地から意見を述べております。
監 査 役	渡 邊 守	当事業年度開催の取締役会には33回中30回、また監査役会には全てに出席し、司法書士としての専門的見地から発言を行っております。

(イ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額 11,800千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 11,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 会社の体制および方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議し、その後一部改定いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、社長をコンプライアンス担当役員、業務管理部をコンプライアンス担当部署と位置づける。
- (イ) コンプライアンス・ガイドを整備することで、取締役、従業員の行動規範とし、企業倫理、法令順守、透明性のある経営を重視する企業文化の浸透を徹底する。
- (ウ) 社内組織をシンプルにし、透明性を極限まで高めることで、事業運営、職務執行、取引・契約等の中で法令違反・不正が介在できない体制を維持する。例えば重要な契約書・決裁書・稟議書等は全取締役、監査役が常に閲覧できる、取締役、従業員全員の経費使用状況を社内LANで公開するなどである。
- (エ) コンプライアンス担当役員、監査役を窓口とした、職務執行の法令順守に関する相談・報告経路の整備を行う。
- (オ) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、文書規定等の社内規定の定めに基づき執り行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
ほぼ全取締役、監査役が出席し、頻繁に開催される取締役会、部長会にて想定され得るリスクに対しての検討・対応を協議し、必要な場合には適宜迅速な対策を講じることをリスク管理体制の基礎とする。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめるよう努力する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会を毎月1回以上開催する。
社長以下全取締役および全監査役が出席する部長会を毎月2回以上開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況など情報の共有化、コンプライアンスの徹底を図るとともに、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
取締役の職務執行の権限・責任については職務分掌規定、職務権限規定等の社内規定において詳細に定め、効率的に職務の執行が行える体制をとっている。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス・ガイドを子会社においても周知徹底させるとともに、子会社の取締役もしくは監査役を当社から派遣し、子会社の職務執行の監視・監督を行う。また、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合においては、当社の従業員を任命する。
- ⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
前号の従業員については、取締役からの独立性を確保するために、任命、解任、人事異動については監査役会の同意を必要とする。
- ⑧ 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は取締役会、部長会の他、重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握するとともに、意見を表明することができる。また主要な稟議書、決裁書等重要な書類を閲覧し、取締役および従業員の説明を受けることができる。
取締役および従業員が、法令、定款、その他社内規則への違反、および不正な行為を知ったときは速やかに監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は当社の全取締役とは取締役会などを通じ頻繁に情報の共有、意見交換を行うとともに、会計監査人、顧問弁護士とも定期的に意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保、および金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	332,672	流動負債	12,279
現金及び預金	330,682	未払金	2,790
売掛金	516	未払費用	2,099
未収入金	761	未払法人税等	7,075
前払費用	710	その他	314
固定資産	13,507	負債合計	12,279
有形固定資産	1,655	純資産の部	
建物	384	株主資本	333,900
工具器具備品	1,270	資本金	2,346,750
無形固定資産	216	資本剰余金	3,120,187
電話加入権	216	資本準備金	2,755,812
投資その他の資産	11,636	その他資本剰余金	364,374
敷金・保証金	11,136	利益剰余金	△5,133,036
関係会社株式	500	その他利益剰余金	△5,133,036
		繰越利益剰余金	△5,133,036
		純資産合計	333,900
資産合計	346,179	負債・純資産合計	346,179

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,459,801
売 上 原 価		4,680,192
売 上 総 損 失		220,390
販売費及び一般管理費		170,567
営 業 損 失		390,958
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35	
債 務 勘 定 整 理 益	3,995	
そ の 他	42	4,073
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,123	37,123
経 常 損 失		424,008
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	27,921	27,921
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	8,649	
固 定 資 産 除 却 損	6,924	15,573
税 引 前 当 期 純 損 失		411,660
法人税、住民税及び事業税		1,294
当 期 純 損 失		412,955

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成22年3月31日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187
事業年度中の変動額				
当期純損失	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成23年3月31日残高	2,346,750	2,755,812	364,374	3,120,187

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成22年3月31日残高	△4,720,081	△4,720,081	746,855	746,855
事業年度中の変動額				
当期純損失	△412,955	△412,955	△412,955	△412,955
事業年度中の変動額合計	△412,955	△412,955	△412,955	△412,955
平成23年3月31日残高	△5,133,036	△5,133,036	333,900	333,900

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当する事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として法人税法に規定する旧定率法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建 物 10～26年

工具器具備品 4～20年

無形固定資産……………社内利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。

当事業年度において引当金計上はありません。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ソフトウェアの会計処理……………販売用ソフトウェアの制作費は全て研究開発費であり、当期製品製造原価（売上原価）として期間費用処理しています。

消費税等の会計処理……………消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

2,169千円

(損益計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	487,800	—	—	487,800

2. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当する事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主たる原因は未払事業税および繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しています。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達を行っております。

売掛金に係る顧客信用リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金および販売用不動産の取得資金です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	330,682	330,682	—
(2) 売掛金	516	516	—

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 (当該会社等の子会社を含む)	㈱ブリス	13,000	投資業	被所有 直接 6.47	不動産の 賃貸	賃貸料の支払	2,384	—	—
						金銭の借入及び返済	100,000	短期借入金	—
						利息の支払	520	—	—

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 684円50銭
- 1株当たり当期純損失 846円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(その他の注記)

該当する事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月19日

株式会社メッツ
取締役会 御中

清和監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 川 田 増 三 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 江 黒 崇 史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メッツの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 23 年 5 月 31 日

株式会社メッツ 監査役会
常勤監査役 天 笠 勝 ㊟
社外監査役 早 川 裕 司 ㊟
社外監査役 渡 邊 守 ㊟
以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（3名）が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式 数	当社との 特別の 利害関係
1	天 笠 勝 (昭和47年6月19日生)	平成13年2月 税理士登録 平成15年6月 当社監査役就任 平成17年6月 当社監査役退任 同 株式会社アロンエステート代表取締役就任 平成18年4月 同社代表取締役退任 同 当社入社 業務管理部 チーフディレクター 同年6月 当社取締役業務管理部長 平成19年2月 当社監査役 (現在に至る)	なし	なし
2	早 川 裕 司 (昭和40年11月26日生)	平成8年11月 弁理士登録 平成9年1月 宇佐美国際特許事務所 入所 平成12年1月 早川・鈴木国際特許事務 所開設 同年2月 アーケイディア特許事務 所に名称変更 同年6月 当社監査役 (現在に至る)	なし	なし
3	渡 邊 守 (昭和45年4月3日生)	平成14年3月 司法書士登録 同年8月 渡邊司法書士事務所開設 (現在に至る) 平成17年6月 株式会社アロンエステート監査 役就任 平成18年4月 同社監査役退任 同年6月 当社監査役 (現在に至る)	なし	なし

(注) 早川裕司氏および渡邊守氏は社外監査役候補者であります。

社外監査役候補者の選任理由等につきましては、次のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由および当社社外監査役の就任年数について

早川裕司氏は、弁理士として培われた専門知識と経験を有し、渡邊守氏は司法書士として法的な専門知識と経験を有しており、社外監査役としてそれぞれ独立した立場から助言や指導を得ることにより、監査体制のさらなる強化・充実を図ることができるものと考えます。

また、早川裕司氏および渡邊守氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、それぞれ 11 年および 5 年であります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

早川裕司氏は、弁理士としての専門的な知識および豊富な実務経験を有しており、渡邊守氏は司法書士として法務に精通していることなどを総合的に勘案し、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

(3) 在任中に不正な業務執行が行われた事実等について

特記すべき事項はありません。

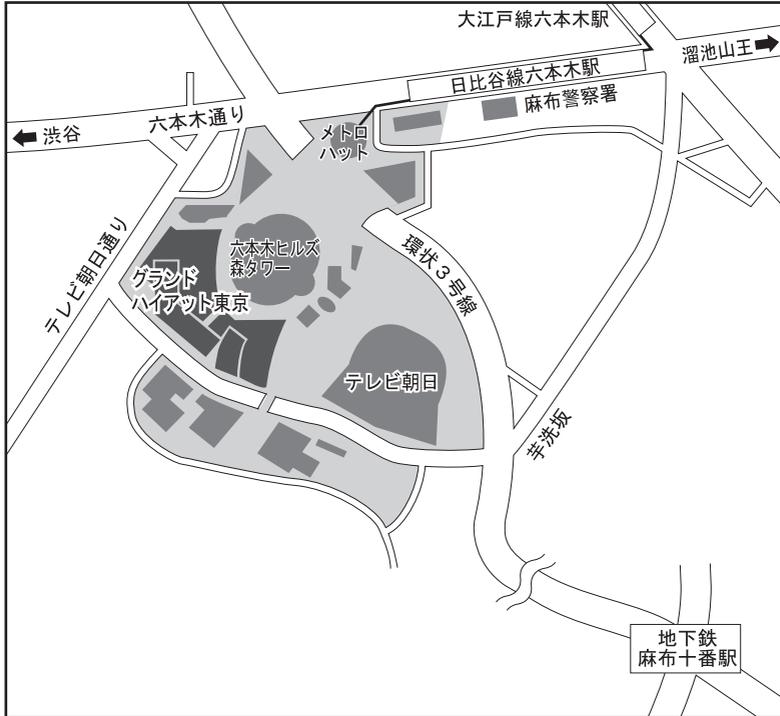
(4) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定に係る契約の締結に関する事項を定めておりません。

なお、会社法施行規則第 76 条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記を含め他に特記すべき事項はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都港区六本木六丁目10番3号 六本木ヒルズ内

グランドハイアット東京 2F 「BASIL (バジル)」

地下鉄駅からのアクセス

東京メトロ	日比谷線	「六本木駅」(1C番出口)より	徒歩	3分
都営地下鉄	大江戸線	「六本木駅」(3番出口)より	徒歩	6分

バスでのアクセス

JR渋谷駅より

都営01折返/RH01	六本木ヒルズ行き	「六本木ヒルズ」下車すぐ
都営01/渋88系統	新橋駅行き/新橋駅北口行き	「六本木六丁目」下車2分

JR新橋駅より

都営01系統	渋谷駅行き	「六本木六丁目」下車2分
--------	-------	--------------